

みんなでいい汗かいて  
思いっきり楽しもう!!

**4/29** 金・祝  
10:00~16:00 (小雨決行)  
あしんぼし

甲佐町 安津橋健康広場一帯  
(安津橋上下流左岸側) 上益城郡甲佐町有安地内

# 緑川スポーツフェスタ



来場者全員に  
チャンス!!

inこうさ2016



緑川スポーツ  
フェスタの会場から  
3時間公開生放送

RKK ラジオ  
「とんでるワイド  
大田黒浩一の  
きょうも元気!」  
9:00~12:00

## 「お楽しみ大抽選会」

スポーツフェスタのアンケートに答えて  
大抽選会に参加しよう!!  
[抽選時間/14:00~]

- 国内旅行(2泊3日) 1名様
- ロードバイク 1名様
- ニンテンドー3DS 2名様
- やな場食事券(松) 6名様 などなど

なんと!  
合計60名様に  
当たる!



うまかもん  
マルシェ

「甲佐のうまかもん」をはじめ  
としたグルメが大集合!



あのヒーローが  
やってくる!!  
仮面ライダー  
ゴースト&ドライブ  
キャラクターショー

①10:30~ ②15:00~



©石森プロ・テレビ朝日・ADK・東映



丸井純子

大田黒浩一

一緒に  
楽しむばい!

## 一緒に楽しく汗をかこう!! 参加者募集!!

申込締切  
4/15 金

## アクセスマップ



お花(カーネーション)やイチゴ・  
野菜セットなど参加賞が盛り沢山!  
**緑川クイズウォーク**

- ★大会部門: 10kmコース・5kmコース
- ★参加定員: 先着300名(定員になり次第締め切らせていただきます)
- ★参加料: 2,000円(税込)/1名
- ★申込締切: 4月15日(金)必着
- ★申込方法: 詳細は裏面をご覧ください

参加賞  
あり!

## グランド ゴルフ大会

★参加資格: 中学生以上であればどなたでも可  
★参加定員: 先着180名(定員になり次第締め切ります)  
★参加料: 500円(税込)(プレー代金/申込時納入)  
★競技方法: 個人戦(3コース24ホールストロークマッチ)  
★申込期間: 3月22日(火)午前8時~4月15日(金)  
★申込方法: グリーンパル甲佐に備え付けの申込用紙にてお申し込みください  
※当日の申込みはできませんのでご注意ください

参加賞  
あり!

## キッズ サッカー大会

★大会部門: 園児・小学1年・2年・3年生の6人制(登録人数は10名)  
★参加定員: 各学年8チーム全32チーム  
(定員になり次第締め切らせていただきます)  
★参加料: 1チーム4,000円(税込)  
★申込締切: 4月15日(金)必着  
★申込方法: 甲佐町ホームページから申込書をダウンロードし  
必要事項をご記入のうえお申し込みください

主催/甲佐町観光協会(お問合せ TEL096-234-1176)  
後援/甲佐町 甲佐町教育委員会 I・YOUスポーツクラブ 緑川の日実行委員会  
熊本日日新聞社 NHK熊本放送局 RKK TKU KKT KAB



# 平成28年度後期高齢者医療保険のお知らせ

## ■平成28・29年度の保険料率が決定しました

後期高齢者医療保険料は2年ごとに見直され、平成28・29年度は次のとおり決定しました。

## ●平成28・29年度の後期高齢者医療保険料率

▼均等割額  
年額47,900円

▼所得割率  
9・26割

1人当たりの年間保険料額は、「均等割額＋所得割額（基礎控除後の総所得金額×9・26割）」です。  
※上限額は57万円、保険料率は平成26・27年度と同一です。

## ■保険料軽減対象者が拡大

平成28年度の保険料軽減対

象者は次のとおりです。このうち、均等割額の5割軽減と2割軽減の対象者が拡大されました。

## ●均等割額の軽減（被保険者と世帯主の総所得金額で計算）

▼9割軽減  
基礎控除（33万円）を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下（そのほかの各種所得がない場合）

▼8・5割軽減  
基礎控除（33万円）を超えない世帯

▼5割軽減  
基礎控除（33万円）＋「26・5万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯（対象者拡大）

▼2割軽減  
基礎控除（33万円）＋「48万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯（対象者数）

拡大）

## ●所得割額の軽減（被保険者の総所得金額で計算）

▼5割軽減  
被保険者の総所得金額などが「基礎控除（33万円）＋58万円」を超えない人

※後期高齢者医療保険の資格を得た日の前日まで被用者保険加入者に扶養されていた人は、均等割額が9割軽減され、所得割額は掛かりません。

## ■仮徴収額決定通知書を送付しました

今月から、平成28年度後期高齢者医療保険料の仮徴収が始まります。

仮徴収の対象になる人には、「後期高齢者医療仮徴収保険料額決定通知書」を送付しました。仮徴収保険料額などが

記載されていますので、必ずご確認ください。

仮徴収として、4月・6月・8月分が特別徴収（年金からの差引き）になる人は、次のとおりです。

## ●仮徴収の対象者

○平成27年度の保険料が年金支給月からの特別徴収だった人で、平成28年2月に支給された年金から特別徴収された人

○平成27年度の4月から9月に資格を取得し、平成27年度の保険料が普通徴収だった人

## ■あんま・はり・きゅう治療券の利用について

後期高齢者医療では、あんま・はり・きゅうの治療を受ける場合に、平成29年3月31日（金）まで使用できる治療券（1人当たり1,000円の5枚）を利用できます。

治療券は、町と協定を結んでいる施設で使用できます。必要な人は、後期高齢者医療被保険者証と印かんをお持ちの上、町住民生活課で申請してください。

▼申請期間  
4月1日（金）～平成29年3月31日（金）

▼お問い合わせ先  
町住民生活課

☎096-234-1113  
(内線05)

✉kig204@town.kosa.lg.jp